公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター ペナルティ制度処分規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター(以下「センター」という)会員の就業に伴う事故等を抑制し、再発防止を目的とする。

(対象)

第2条 センター会長(以下「会長」という)は、センター会員就業規約(昭和56年 10月1日施行、以下「就業規約」という)及びセンター安全就業基準(平成3年 11月28日施行、以下「安全就業基準」という)等を遵守しない会員について、 当該会員を指導または処分の対象とすることができるものとする。

(指導及び処分の区分)

- 第3条 指導及び処分の区分は、次のとおりとする。
 - (1)口頭指導
 - (2) 文書指導
 - (3) 就業停止
 - (4) 職種配置換えまたは無期限就業停止

(指導等措置基準)

- 第4条 会長は、就業規約または安全就業基準等に定める各条項に違反した会員のうち、次の第2項及び第3項に規定する指導等措置基準の項目に該当する会員について指導及び処分を行うことができるものとする。なお、複数の会員で就業し違反会員が特定できない場合は、その就業をしていた会員全員を対象として指導及び処分をすることができるものとする。
 - 2 事故発生等にかかる指導等措置基準
 - (1) 賠償事故を起こした場合
 - (2) 傷害事故を起こした場合
 - (3) 事故報告を怠った場合、または自己解決しようとした場合
 - (4)無届就業をした場合
 - 3 不適正就業行為にかかる指導等措置基準
 - (1) 就業先の秩序を乱す行為をした場合
 - (2) 顧客からの苦情およびクレームを招く行為をした場合
 - (3) センターの信用または名誉を著しく失墜させる行為をした場合
 - (4) 就業時間等就業先のルールを守らない行為をした場合

- (5) 就業規約または安全就業基準等を遵守せず、かつ過失により傷害事故または賠 償事故を起こした場合、若しくは同時に両方の事故を起こした場合
- (6) その他、会長が不適正就業行為と判断した行為をした場合

(調査)

- 第5条 会長は、前条に定める指導等措置基準の項目の事案が発生した場合は、速や かに当該会員に報告を求めるとともに、弁明の機会を与え、その事実関係につ いて適切な調査をしなければならない。
 - 2 前項の会員は、会長の求めに応じるとともに、必要な調査に協力しなければならない。

(審議判定)

- 第6条 会長は前条の調査に基づいて、別に定める審議判定基準に拠り、第3条に定める指導及び処分について判定したときは、センター安全・適正就業委員会設置要綱(平成26年7月1日施行、以下「安全・適正就業委員会」という)に定める安全・適正就業委員会に報告するとともに、その結果を速やかに当該会員に通知しなければならない。
 - 2 会長は、第3条第3号及び第4号に定める処分をしようとするときは、安全・ 適正就業委員会に諮り、その意見を聞いて判定するものとする。

(審議期間中の取扱い)

第7条 会長は、当該会員の審議期間中の就業の取扱いについては、就業の種類や発生事案の内容を総合的に判断し、適切に対応するものとする。

(報告)

- 第8条 会長は、第3条第1号及び第2号に基づく指導をしたときは、その件数など を適宜理事会に報告するものとする。
 - 2 会長は、第3条第3号及び第4号に定める処分をしたときは、その概要を直近の 理事会に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めのないもののほか、必要な事項は安全・適正就業委員会に諮り、その意見を聞いて会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程(一部改訂)は令和2年4月1日から施行する。